

28 August 2015

KPMG Japan tax newsletter

米国(デラウェア)LPSー最高裁判決



米国デラウェア州の法律に基づいて設立されたリミテッド・パートナーシップ(デラウェア LPS)の法人該当性が争われた訴訟の上告審で、2015年7月17日、最高裁は、デラウェア LPS を日本の租税法上の法人に該当するという判決を下しました。

デラウェア LPS の法人該当性については、これまで以下のように地裁・高裁での判断が分かれており、2年以上の間、最高裁判決が待たれていたところでした。

	地方裁判所判決	高等裁判所判決
東京	法人に該当しない (2011年7月19日)	法人に該当する (2013年3月13日)
大阪	法人に該当する (2010年12月17日)	法人に該当する (2013年4月25日)
名古屋	法人に該当しない (2011年12月14日)	法人に該当しない (2013年1月24日)

今回の最高裁判決は、名古屋高裁において敗訴した国側が行った上告受理申立てについて下されたもので、国側の逆転勝訴となりました。

なお、東京高裁及び大阪高裁で敗訴した納税者側も上告及び上告受理申立てをしていますが、いずれも上告棄却及び上告不受理とされています。

1. 外国の組織体の法人該当性に関する判断基準

最高裁判決では、外国法に基づいて設立された組織体が日本の租税法上の外国法人に該当するか否かを判断するための基準として、以下の2つのステップが示されました。

《ステップ 1》

その組織体に係る設立根拠法令の規定の文言や法制の仕組みから、その組織体はその外国の法令において日本法上の法人に相当する法的地位を付与されていること又は付与されていないことが疑義のない程度に明白であるか否かを検討する。

《ステップ 2》(ステップ 1で判断できない場合のみ)

その組織体が権利義務の帰属主体であると認められるか否かを検討する。

(具体的には、その組織体の設立根拠法令の規定の内容や趣旨等から、その組織体が自ら法律行為の当事者となることができ、かつ、その法律効果がその組織体に帰属すると認められるか否かという点を検討することとなる。)

2. デラウェアLPSへのあてはめ

最高裁判決では、1で述べた判断基準をデラウェアLPSにあてはめて、以下のように検討し、デラウェアLPSを日本の租税法上の外国法人に該当するものとすべきであると結論づけています。

《ステップ 1》

- デラウェア州改正統一リミテッド・パートナーシップ法(デラウェア州LPS法)において同法に基づいて設立されるリミテッド・パートナーシップが「separate legal entity」となるものと定められていることをもって、デラウェアLPSに日本法上の法人に相当する法的地位が付与されているか否かを疑義のない程度に明白であるとするのは困難である。
- デラウェア州LPS法や関連法令の他の規定の文言等を参照してもデラウェアLPSがデラウェア州法において日本法上の法人に相当する法的地位を付与されていること又は付与されていないことが疑義のない程度に明白であるとはいえない。

《ステップ 2》

- デラウェア州LPS法は、リミテッド・パートナーシップにつき、営利目的か否かを問わず、一定の例外を除き、いかなる合法的な事業、目的又は活動をも実施することができる旨を定めるとともに、同法若しくはその他の法律又はそのリミテッド・パートナーシップのパートナーシップ契約により付与された全ての権限及び特権並びにこれらに付随するあらゆる権限を保有し、それを行使することができる旨を定めている。
- このようなデラウェア州LPS法の定めを照らせば、同法は、リミテッド・パートナーシップにその名義で法律行為をする権利又は権限を付与するとともに、リミテッド・パートナーシップ名義でされた法律行為の効果がリミテッド・パートナーシップ自身に帰属することを前提とするものと解され、このことは、同法において、パートナーシップ持分(partnership interest)がそれ自体として人的財産(personal property)と称される財産権の一類型であるとされ、かつ、構成員であるパートナーが特定のリミテッド・パートナーシップ財産(LPS財産)について持分を有しない(A partner has no interest in specific limited partnership property.)とされていることとも整合するものと解される。

- 上記のようなデラウェア州LPS法の定め等に鑑みると、デラウェアLPSは、自ら法律行為の当事者となることができ、かつ、その法律効果がデラウェアLPSに帰属するものといえることができるから、権利義務の帰属主体であると認められる。

3. 最高裁判決を受けた対応

この判決を受けて、デラウェアLPS経由の投資案件等については、再検討が必要となるでしょう。

また、この最高裁判決は、外国の組織体について、日本の租税法上の法人該当性の判断基準を初めて最高裁が示したものですので、ここで示された判断基準に基づき、その他の外国の組織体の税務処理を見直すことが必要となる可能性があります。

今後、税務当局から何らかの指針が示されるかどうかにも注目されるところです。

KPMG税理士法人

〒106-6012
東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー
TEL:03-6229-8000
FAX:03-5575-0766

〒530-0005
大阪府大阪市北区中之島2-2-2 大阪中之島ビル15F
TEL:06-4708-5150
FAX:06-4706-3881

〒451-6030
愛知県名古屋市西区牛島町6-1
名古屋ルーセントタワー30F
TEL:052-569-5420
FAX:052-551-0580

<http://tax.kpmg.or.jp/>
info-tax@jp.kpmg.com

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2015 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.